

「平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」に係る  
企画の募集について

環境省・環境再生保全機構・全国都道府県では、都市における大気汚染物質濃度が一年のうちで高くなる時期に当たる 12 月を大気汚染防止推進月間とし、各種啓発活動を実施しています。

その一環として、平成 20 年度もエコドライブコンテストを開催します。本コンテストでは、エコドライブが全国に普及することを目的とし、自動車を運転するドライバーと、その自動車を保有する企業の共働によって大気汚染の防止を継続的に推進することを目指しています。

については、コンテスト参加事業所の募集から表彰に関する一連の業務を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本件業務の請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 20 年 3 月 10 日（月）までに企画書等を提出してください。

平成 20 年 2 月 21 日

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課

「平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」に係る企画募集要領

1. 目的

自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量を低減することを目的として、自治体やエコドライブ推進に取り組む関係機関との協力のもと、事業所によるエコドライブ活動の取り組み内容に関して審査・評価を行い、優秀な取り組みが認められた事業所を表彰する「エコドライブコンテスト」を実施する。本事業を通じて、運送業のほか自動車を使用する各種事業所においてエコドライブを社内体制として取り入れる事業所を増やし、運輸部門の二酸化炭素排出量の低減を促進する。

また、今後さらにエコドライブに取り組む事業所を増やし、エコドライブコンテストへのエントリー事業所数を増やすことを目的として、企業の取り組むエコドライブ活動に関する知識や手法について、情報提供することを目的としたセミナーを併せて実施し、大気汚染防止を抑制すべくエコドライブの推進を図ることを目的とする。

2. 企画書及び見積書に記載する事項

基本仕様書（3（1）資料配布場所にて配布。）を参照し、以下の各事項に係る企画書及び見積書等を作成し提出してください。なお、本件に係る予算は 3,000 万円（税込み）以下を予定しております。

3. 問い合わせ及び説明会の開催日時

（1）問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：小林、原

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー8階

電話：044-520-9567

FAX：044-520-2134

(2) 説明会の開催日時及び場所

平成20年2月29日(金) 11:00～ 環境再生保全機構内 第3会議室

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

以下の資料を2部ずつ提出して下さい。また、(別添2)選定基準に沿って業者選定を実施しますのでご留意下さい。

①企画書

- ・ A4判で作成し提出すること。

②実施体制

- ・ コンテストを事務局が中心となって事業を実施するにあたり、環境省、各自治体、各後援予定団体、全日本トラック協会、各地域トラック協会、選考委員長をはじめとする各委員、その他関係者と、エコドライブに関する専門的かつ技術的な応対や綿密な調整を事務局を通じて行うことから、事務局運営体制には十分配慮すること
- ・ 関係機関と連携した運営、及び専門知識に基づく審査が円滑に行える体制となっていることを、過去の業務実績等を用いて説明すること

③見積書(項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。)

④過去の主な類似実績(エコドライブ普及に関する業務、コンテスト審査業務など)

⑤会社概要

⑥その他(御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。)

(2) 提出期限

平成20年3月10日(月)までの次の時間帯とします。(土曜日、日曜日を除く。)

午前10:00～12:00まで

午後 1:00～5:00まで

(3) 提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：小林、原

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー8階

電話：044-520-9567

FAX：044-520-2134

#### 5. 企画にあたっての留意事項

- (1) コンテスト募集告知方法や審査結果の広報の方法、エコドライブ活動の普及・推進につながる関係機関（環境省、自治体等）と連携した取組や広報等において、効果的な企画を提案する。
- (2) コンテスト募集・審査・表彰に係る業務については最低限、平成19年度に行ったものを遂行する。

#### 6. 請負業者決定方法（予定）

- ・一次審査                    3月中旬
- ・最終審査                   3月中旬

（一次審査として提出資料による書類審査を行います。一次審査を通過した業者は、最終審査(プレゼンテーション形式)を行います。）

- ・業者決定                   3月中旬

#### 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。
- (3) 採用、不採用については個別に連絡します。

以上

「平成20年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」企画の募集に係る  
業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方式により、業者の選定を行う。

1 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「平成20年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業に係る業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

2 選定の基準及び方法

(1) 選定評価基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方式で当該業務に適した業者を選定する。

- ① 企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、予防事業部環境改善課により別添2の選定基準に基づき審査を行なう（一次審査）。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。
- ② 一次審査を通過した企画については、選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別添2の選定基準に基づき審査する。
- ③ 選定委員会において、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーション審査の結果に加え、一次審査の結果、過去の活動実績、見積価格等を踏まえて、最も優れた企画書を選定し、請負業者を決定する。

以上

(別添1)

「平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」に係る  
業者選定委員会設置要綱

## 1. 目的

「平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」に係る請負業者を適切に選定するため、「平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」に係る業者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置する。

## 2. 所掌事務

選定委員会は、「平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

## 3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーを含む、原則として 7 名以上で構成される。

委員長 環境再生保全機構 予防事業部長

委員 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長

独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課長

独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長

独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長代理

独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長代理

独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課員

独立行政法人環境再生保全機構経理部経理課長

環境省水・大気環境局自動車環境対策課課長補佐

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

## 4. 運営方法

「平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき、環境改善課において、選定評価基準に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位 3 点程度について、選定委員会が、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーションに加え、一次審査の結果、過去の製作実績、見積価格等を踏まえて、最も優れた企画書を選定し、委員長の決定をもって最終決定とする。

## 5. 庶務

選定委員会の庶務は、環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

以上

(別添2)

「平成20年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト事業」  
に係る業者選定基準

1. 企画全体を通じて、コンテスト参加事業所数の増加が見込める提案内容となっているか。
2. 企画全体を通じて、エコドライブに関する知見を十分に有し、機構及び環境省の行うエコドライブ推進事業という位置付けとして、適切な提案となっているか。
3. 関係機関と連携した運営、及び専門知識に基づく審査が行える実施体制が構築されているか。
4. ホームページのデザインイメージと構成は適切か。また、エコドライブに関する情報収集・公開・更新の企画は、エコドライブ推進に資する展開となっているか。
5. 不要な経費が計上されていないか。また、プラス要素及びマイナス要素となる、他に特筆すべきことがあるか

以上

(別紙様式1)

## 提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額(円)	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					



(別紙様式2)

## 企 画 書 の 審 査 表

(企画書番号： ) (企画書を提案した業者名： )

番号	審査項目	点数 (1～5点)
1	企画全体を通じて、コンテスト参加事業所数の増加が見込める提案内容となっているか。 コメント.....	
2	企画全体を通じて、エコドライブに関する知見を十分に有し、機構及び環境省の行うエコドライブ推進事業という位置付けとして、適切な提案となっているか。 コメント.....	
3	関係機関と連携した運営、及び専門知識に基づく審査が行える実施体制が構築されているか。 コメント.....	
4	関係機関と連携した運営、及び専門知識に基づく審査が行える実施体制が構築されているか。 コメント.....	
5	不要な経費が計上されていないか。また、プラス要素及びマイナス要素となる、他に特筆すべきことがあるか。 ※特筆すべきことが特にない場合は3点、プラス要素の場合は4点または5点、マイナス要素の場合は2点または1点を配点してください。 コメント.....	
合計点		

## 【総合コメント】

(注) 各審査項目ごとの配点の基準は次のとおり。

優れている..... 5点  
 やや優れている..... 4点  
 普通..... 3点  
 やや劣っている..... 2点  
 劣っている..... 1点

合計点 氏 名

## 平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテスト実施業務仕様書

## 1. 開催目的

わが国では、大都市を中心に自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染が問題となっており、その対策が急務となっている。

こうした状況を踏まえて、環境省・独立行政法人環境再生保全機構等では、都市における大気汚染物質濃度が高くなる 12 月を大気汚染防止推進月間とし、主に自動車利用者（荷主、運転者等）やビル所有者を対象とする各種啓発活動を実施して、窒素酸化物等の排出低減を広く呼びかけており、この活動の一環として、平成 20 年度もエコドライブコンテストを開催する。本コンテストでは、エコドライブが全国に普及することを目的とし、自動車を運転するドライバーと、その自動車を保有する企業の共働によって大気汚染の防止を継続的に推進することを目指している。なお、平成 19 年度にはそれ以前の募集対象が限られた自治体の所在を置く事業所のみとしていたのに対し、日本全国に拡大した。また、従来のコンテストに加えてアンケートコースも新設し、コンテストコースへの誘引をしている。

平成 19 年度までの実施実績は以下の通り。

	自治体数	参加事業所数	参加車両台数
平成16年度	5	285	19,034
平成17年度	5	113	2,924
平成18年度	17	175	13,138
平成19年度	日本全国 (協力自治体38)	534(コンテストコース) 1,232(アンケートコース)	17,071(コンテストコース) 33,316(アンケートコース)

※ 平成 20 年度においては、両コースでの参加事業所総数を 2,000 事業所以上、参加車両総台数を 100,000 台以上見込むものとする。

## 2. 平成 20 年度エコドライブコンテスト実施概要（予定）

## (1) コンテストの内容

エコドライブ活動に取り組む意欲のある事業者を「エコドライブコンテスト参加事業者」として募集する。参加事業者は、エコドライブ活動の取り組み具合に合わせて、下記の 2 コースから選択し、エントリーする。

## ① コンテストコース

エコドライブ活動を積極的に取り組んでいる事業者が対象で、活動とその成果を評価・表彰する。

## ② アンケートコース

エコドライブ活動に取り組もうとしている全ての事業者が対象で、活動の動機付けや活動の見直しによる改善を促す。

## (2) 募集対象

日本全国の事業者で、自社の車両を保有する事業者を対象とする。

- ※ 車両とは、乗用車、トラック、バス、タクシーなどをさす
- ※ 営業用、自家用は問わない
- ※ コンテストコースは原則的に事業所単位でエントリーを受け付けることとする。ただし、事業所を超えて取組および燃費管理を一にしている場合(プロジェクトグループ、支店単位等)は、その枠でのエントリーも受け付ける。
- ※ アンケートコースは、事業所単位、支店単位、会社単位などで受け付ける。

### (3) コンテストコース審査内容

評価項目は大きく分けて、社内体制、燃費管理、成果、従業員教育、評価の実施、及び継続性の6項目にわたる。

#### ① 事務局による一次選考

原則として、一次選考に関する選考項目及び基準は添付資料1の通りとするが、事業所募集開始前までに必要に応じて見直しや改善策を施した上で、最終決定する。

#### ② 事務局による二次選考(訪問審査)

原則として、二次選考に関する選考項目及び基準は添付資料2の通りとするが、事業所募集開始前までに必要に応じて見直しや改善策を施した上で、最終決定する。

#### ③ 最終選考

原則として、最終選考までの評価体制及び評価フローは添付資料3の通りとするが、事業所募集開始前までに必要に応じて見直しや改善策に関して選考委員会で協議の上、最終決定する。

### (4) アンケートコース集計内容

基本的に(3)で示したコンテストコースの評価項目に合わせて、その取り組み状況についてヒアリングする形でアンケートを実施する。項目は10項目程度を想定しているが、請負業者決定後に詳細を打合せの上決定する。回収したアンケートはその傾向を取りまとめ、コンテストコースにエントリーした事業所との取り組み状況の対比をまじえて、エントリーした事業者フィードバックする。なお、アンケートは、HP上に回答者が書き込んで回答するものとする。

### (5) 主催・後援・協力自治体

#### ① 主催

独立行政法人環境再生保全機構、環境省

#### ② 後援(予定)

社団法人全日本トラック協会、社団法人日本自動車工業会、社団法人日本自動車連盟、社団法人日本ロジスティクスシステム協会

#### ③ 協力自治体(予定)

全国の64自治体(都道府県47、政令指定都市17)に対して、機構より、平成20年4月に協力自治体を募集する。協力自治体とは、コンテストへの参加事業者を募集する作業や、コンテスト結果を利用した各種事業を、事務局とともに展開する自治体のことを指す。平

成 19 年度は、38 自治体（都道府県 26、政令指定都市 12）が協力自治体となって実施に関わっていただいた。

#### (6) 選考委員

以下の 6 名で事業所より提出された審査表に基づき、事務局による一次選考、及び選考委員会による最終選考を実施する。選考委員は以下を予定しているが、追加等については当機構と請負業者の間で協議の上決定する。

##### 【選考委員（予定）】

- 委員長 大聖泰弘 早稲田大学理工学術院教授
- 委員 飯田訓正 慶應義塾大学理工学部教授
- 委員 加藤信次 交通エコロジー・モビリティ財団交通環境対策部部长
- 委員 舘内端 日本 EV クラブ代表
- 委員 環境省水・大気環境局自動車環境対策課課長
- 委員 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部部长

#### (7) 表彰

以下の表彰を予定しているが、応募状況や審査結果に応じて表彰数は調整することがある。

- ・ 環境大臣賞 : 1 社（賞状および記念品の贈呈）
- ・ 環境再生保全機構理事長賞 : 2 社（賞状および記念品の贈呈）
- ・ 優秀賞 : 2 社（賞状および記念品の贈呈）
- ・ 入賞 : 30 社程度

### 3. エコドライブコンテスト事務局の運営概要

エコドライブコンテスト事務局（以下「事務局」）は、コンテスト及びアンケート実施に係る自治体や各方面との連絡調整、参加事業所の募集、一連の審査、事後発信等を運営する。

以下は、基本的な運営概要を記しているが、(2)～(7)については企画提案の内容によってはこの限りではない。

#### (1) 運営期間

平成 20 年 4 月～平成 21 年 2 月末

#### (2) 参加事業所の募集

※平成 20 年度においては、両コースでの参加事業所総数を 2,000 事業所以上、参加車両総台数を 100,000 台以上見込めるような募集を実施すること。

##### ① 専用ホームページによる募集告知

下記(5)で記載するとおり、エコドライブコンテスト専用ホームページを開設し、募集告知を行う。

##### ② チラシ作成・配布

コンテスト参加募集チラシを作成し、昨年度申込のあった 1,127 件（コンテストコース 589

件、アンケートコース 538 件) に対してチラシを郵送する他、協力自治体や関係団体等を通じて事業所に配布する。

③ 自治体との連携

上記②のチラシ配布のほか、広報誌等に掲載するなど、募集告知を各自治体の担当者と調整して行う。

④ 後援(予定)団体等との連携

参加事業所確保のためには、後援団体への協力依頼や実施の連携が非常に重要となる。特に全日本トラック協会には、毎年 5 月頃に行われる協会会員事業者向けの説明会の場で、機構及び事務局が訪問するなどによりエコドライブコンテストの告知を行う予定である。開催地は未定であるが訪問説明は 10 箇所程度を想定する。なお、訪問に関する連絡調整業務は請負業者が行うものとする。

⑤ その他募集の実施

上記以外の、参加事業所の増加が見込める募集に係る企画を提案いただく。

(3) 一次審査・二次審査・選考委員会の実施

上記 2 (3)、(4) に示した内容で審査を実施する。審査にはエコドライブ、事業者の取り組むエコドライブ活動、及び車両燃費などに関する専門的な知識が必要となるため、事務局は審査を円滑に行えるための実施体制を有する必要がある。

(4) 表彰式

大気汚染防止推進月間内の 12 月初旬に、同月間の他事業における表彰(大気汚染防止推進月間ポスター事業表彰、大気環境保全活動功労者表彰)と併せて表彰式を行う。事務局は、表彰対象者の参加に係る連絡調整業務や、式当日の表彰者のアテンダント等の補助業務を行う(表彰式の会場手配等、主体は環境省が行う)。

(5) 専用ホームページの製作・運営

① 基本情報の公開・エントリー受付等

エコドライブコンテスト専用ホームページを開設し、参加事業所の募集告知、エントリー受付(コンテストコース・アンケートコース共)、アンケートコース実施、状況報告、結果、を公開する。

② エコドライブに関する情報の収集・公開・更新

コンテスト運営を通じて得られる情報や、自治体や関係団体等を通じて収集した情報を集約し、コンテスト参加事業所や広く一般の方々に対してエコドライブに関する情報を公開する。これについて、具体的に展開を提案いただく。

(6) 自治体と協働によるモデル事業の実施

自治体と共催による自治体独自による事業所表彰(5 自治体程度、表彰状・副賞等費用約 10 万円/自治体)、およびエコドライブセミナー(5 箇所)を開催する。これは、平成 20 年 4 月に協力自治体を募り、その中から「モデル自治体」として、エコドライブコンテストの状況や結果を用いた情報発信を、モデルケースとして実施するものである。

(7) エコドライブ説明会の実施

エコドライブ活動に興味・関心を持つ事業所に対し、これまでに蓄積されたエコドライブ活動の実践事例を報告し、平成 20 年度のコンテスト参加を促す説明会（5 箇所）を実施する。

(8) 事後発信

主にコンテスト参加事業所に対して、コンテスト概要、結果等をまとめ、先進事例を紹介するなどの構成で、コンテスト報告書（事例集）を作成、発送する。

(9) 実施スケジュール

平成 20 年度エコドライブコンテストスケジュール（案）を、添付資料 4 に示す。基本的な流れはこれに従うが、状況に応じて機構と事務局が協議の上、変更することもある。

(10) 実施報告書の作成

平成 20 年度大気汚染防止推進月間エコドライブコンテストに関して実施した一連の業務について、次年度以降の円滑な運営につなげるため、実施報告書を 2 部、成果品の位置づけとして機構に提出すること。これには、募集チラシ等各種製作物やセミナーなどの実施報告のほか、トラック協会など各団体との連絡調整の経過報告等を内容に含み、経時的に整理するなどの工夫を施すこと。

4. 実施に当たっての留意事項

- (1) コンテストを事務局が中心となって実施するにあたり、環境省、各自治体、全日本トラック協会、各地域トラック協会、選考委員長をはじめとする各委員、その他関係者と、エコドライブに関する専門的かつ技術的な対応や綿密な調整を事務局を通じて行うことから、事務局運営体制には十分配慮すること。
- (2) 事務局には、コンテスト参加事業者のエコドライブを中心とする自主的な環境保全活動を審査する能力のみならず、それを指導・助言することが可能な専門性やその経験を有する必要がある。

5. その他

- (1) 仕様書に基づき作成した企画書を、提出期限までに 2 部提出すること。
- (2) 請負業者は、見積書の積算内訳を提出すること。
- (3) この基本仕様が無い事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者との間で協議して定めるものとする。
- (4) 本業務の実施に必要な物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。

# エコドライブコンテスト書類審査 採点表

活動歴：

会社名、事業所名

区分： 緑ナンバー ・ 白ナンバー 所属自治体：

規模： 台

年目

選考基準	評価内容	評価細目	配点	採点者			計		
① 社内体制	どのような社内体制(方針、目標、管理体制など)で活動を行ったか。	活動のための方針・目標・取組計画がある(外部認証のものでも可)	エコドライブ活動方針・目的・目標・計画	10	2				
			上記の従業員への周知状況		2				
		責任・役割を明確にした、エコドライブ活動の推進管理体制を定めている	エコドライブ活動の推進管理体制		4				
			車両の適正使用と点検整備		2				
② 燃費管理	どのように燃費などの目標の達成状況を把握し、どのような方法で燃費向上の管理をしたか。	目標達成のための燃費管理を詳細に行っている	燃費データ管理ルール	25	3				
			燃費の目標数値設定		3				
			燃費を詳細かつ正確に管理		4				
		燃費データをフィードバックしている	フィードバックの方法・対象・時期		4				
			従業員の燃費把握の実態		4				
		継続的に管理する仕組みがある	ハード(機器)を活用している		6				
			ソフト(エクセル等)的に管理している						
燃費以外の数値も管理している	NOx・PMや輸送トンキロなど	1							
③ 従業員教育	従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行ったか。	社内での教育を確実に実施している	教育計画やその実施ルール	25	5				
			教育資料およびその実施記録		4				
			受講議事録および受講者の声		5				
			活用しているデータ(燃費・交通事故・整備等)		5				
			環境法令・行政指導内容を周知		2				
		社外研修への参加や新情報把握を行っている	研修会・セミナー等の参加記録		3				
			エコドライブ新情報の収集方法		1				
④ 成果	どの程度の燃費向上を達成したか。また、燃費以外にどのような効果が得られたか。	燃費向上の成果が出ている	取り組む前と比較した燃費向上率	15	5				
			効果測定のルールや基準		2				
			燃料削減・CO2削減の成果が出ている		2				
			取り組み成果としての削減量		2				
		事故件数減少などの副次的効果がある	従業員への活動成果の周知状況		2				
			交通事故データの有無		1				
			交通事故が減少している		2				
明確な副次的効果あり	1								
⑤ 評価実施	社内でのどのような評価を行って、エコドライブの取り組みを向上させようとしたか。	目標達成状況や事故などを評価・反省し、改善に結びつけている	活動管理制度のルールおよびその記録	15	5				
			評価制度のルールおよびその実施記録		5				
			評価実施とエコドライブ活動の関係性		5				
⑥ 継続性	エコドライブ活動を継続するため、どのような取組みを実践しているか。	効果的な活動を継続させるための方法を実践している	設定した目標の達成状況	10	2				
			活動継続に向けた取組み		6				
			これまでに3年以上取り組んでいる		1				
			活動の見直し		1				
				100	0	0	0	0	

# エコドライブコンテスト訪問審査 採点表

活動歴： 過去のコンテスト参加歴・入賞歴など

会社名、事業所名

区分： 緑ナンバー ・ 白ナンバー

規模： 台

年目

選考基準		評価内容	評価・確認の項目	採点				備考（差異の理由）
				書類審査		訪問審査		
① 社内体制	どのような社内体制(方針、目標、管理体制など)で活動を行ったか。	て	・活動方針・目標等に関する掲示物 ・従業員周知方法の確認 ・外部認証（グリーン経営など）の取得更新状況	2		4		
		責任・役割を明確にした、エコドライブ活動の推進管理体制を定めている	・エコドライブ活動推進体制が分かる資料 ・車両管理体制に関する掲示物の確認 ・整備点検実施履歴の確認	4		6		
				2				
		計		10	0	10	0	
② 燃費管理	どのように燃費などの目標の達成状況を把握し、どのような方法で燃費向上の管理をしたか。	目標達成のための燃費管理を詳細に行っている	・管理用燃費データの確認 ・車格別の燃費の取扱い実態 ・車両ごとの燃費の取扱い実態 ・その他燃費目標達成に向けた取り組み状況の確認	3		10		
		燃費データをフィードバックしている	・燃費結果のフィードバックに関するルールの確認 ・燃費結果のフィードバック用資料の確認 ・フィードバック用燃費データの活用実態	4		8		
		継続的に管理する仕組みがある	・燃費管理に関するルールの確認 ・活動開始以降の燃費結果に関する資料の確認 ・管理手法（ハード・ソフト）の確認	6		6		
		燃費以外の数値も管理している	・燃費以外の数値（NOx・PM等）の把握	1		1		
		計		25	0	25	0	
③ 従業員教育	従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行ったか。	社内での教育を確実に実施している	・教育計画やルールの確認 ・乗務員教育の実施記録 ・乗務員教育に活用した資料 ・教育受講者の声（感想や要望）が分かるもの ・その他乗務員教育に関する資料の確認	5		14		
		社外研修への参加や新情報把握を行っている	・乗務員教育に活用しているデータの確認 ・環境法令等を周知するための方法の確認 ・周知した環境法令や環境教育内容の確認	5		7		
			・エコドライブに関する外部の利用実態 ・エコドライブ担当管理者の学習状況 ・エコドライブに関する情報の収集方法	3		4		
				1				
		計		25	0	25	0	
④ 成果	どの程度の燃費向上を達成したか。また、燃費以外にどのような効果が得られたか。	燃費向上の成果が出ている	・これまでの燃費推移が分かる資料の確認	5		5		
		燃料削減・CO2削減の成果が出ている	・効果測定結果の確認 ・効果測定ルールの確認 ・測定結果のフィードバック状況	2		6		
		事故件数減少などの副次的効果がある	・燃費以外の効果測定に関する資料の確認 ・交通事故データの確認 ・交通事故が減少しているか否か ・その他の副次的効果の確認	1		4		
				2				
		計		15	0	15	0	
⑤ 評価実施	社内でのどのような評価を行って、エコドライブの取り組みを向上させようとしたか。	目標達成状況や事故などを評価・反省し、改善に結びつけている	・エコドライブ活動全体の管理ルールの確認 ・評価制度に関するルールの確認 ・評価結果が分かる資料 ・活動ルールの見直し状況の確認（活動経過の確認）	5		15		
				5				
				5				
		計		15	0	15	0	
⑥ 継続性	エコドライブ活動を継続するため、どのような取り組みを実践しているか。	効果的な活動を継続させるための方法を実践している	・目標の達成状況とその周知状況の確認 ・継続に向けた取り組みの具体例の確認	2		10		
				6				
				1				
				1				
		計		10	0	10	0	
				100	0	100	0	



## 平成20年度審査フロー

項目		実施内容
審査表 受付		①審査表到着
		②通し番号でナンバーリング
書類 審査	1次	①第1次審査採点表に記入
		②第1次審査採点表において、20/40以上を選出する
	2次	③第2次審査採点表を用いて、審査員3名体制で審査
		④3名の評価点数を合計し、順位付けを行う
		⑤上位30社程度を選出する
訪問審査		①上位10社程度に対して、訪問審査の連絡をする
		②訪問においては、担当者ヒアリング・帳票類の確認等を実施する
		③訪問結果に基づき、訪問審査採点表にて採点を実施
最終選考 委員会		①第2次審査採点表と訪問審査採点表の点数を合計する
		②上記の合計点にて改めて順位付けを行う

